

## 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出の手引き

公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）は、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、地方公共団体等が公共の目的のために必要な土地を少しでも取得しやすくするための一つの手法として制度化されたものです。

（以下の説明は、栃木県内の町（上三川町・壬生町を除く）の区域内の土地を対象としています。）

### 1 制度の内容

#### （１）届出（公拡法第４条）

土地の所有者は、次の①～④に該当する土地を有償で譲渡（売買や交換等）しようとするときは、譲渡しようとする日（契約締結予定日）の３週間前までに、当該土地が所在する町長を経由して知事に届け出なければなりません。

対象となる土地	面積要件
① 都市計画施設の区域内に所在する土地	200㎡以上
② 都市計画区域内で次に掲げるもの ・道路法により「道路の区域として決定された区域内に所在する土地」 ・都市公園法により「都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地」 ・河川法により「河川予定地として指定された土地」等	
③ 市街化区域内	5,000㎡以上
④ その他の都市計画区域内（市街化調整区域内を除く）※	10,000㎡以上

※平成18年8月の公拡法の一部改正により市街化調整区域内の土地で①、②に該当しない場合、届出が不要になりました。

## (2) 申出（公拡法第5条）

土地の所有者は、次に掲げる土地について、地方公共団体等による買取りを希望するときは、当該土地が所在する町長を経由して知事にその旨を申し出ることができます。

対象となる土地	面積要件
都市計画施設等の区域内 都市計画区域内	用途地域 : 150㎡以上 用途地域以外 : 200㎡以上 (市街化調整区域内の土地も含む)

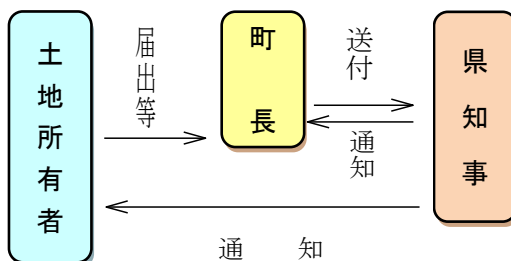
## 2 提出書類等

次の書類を2部（正本及び写し）作成し、その土地が所在する町の公拡法担当窓口  
に提出してください。届出の場合は譲渡しようとする日（契約締結予定日）の3週間前  
までに持参又は郵送してください。（申出は随時受け付けています。）

### 【提出書類】

- ① 土地有償譲渡届出書（届出の場合）又は土地買取希望申出書（申出の場合）
- ② 位置図（おおよそ25,000分の1の見取図）
- ③ 案内図（土地の位置及び形状を明らかにしたおおよそ2,500分の1の見取図）
- ④ 公図の写し
- ⑤ 登記事項証明書

### 【事務手続きの流れ】



### 3 買取協議について（公拡法第6条）

窓口で受理した日から3週間以内に、結果の通知が県から土地の所有者あて送付されます。

- 「買取りの協議を行う地方公共団体等を定めた」旨の通知があったとき
  - ・ 届出又は申出のあった土地について、通知に記載されている地方公共団体等が買取りを希望しています。
  - ・ 当該通知を受けた時は、正当な理由がなければ協議を拒むことは出来ませんが、協議の結果、契約するか否かは、土地所有者の任意にゆだねられています。
  
- 「買取りの協議を行う地方公共団体等がない」旨の通知があったとき
  - ・ 第三者への譲渡が可能になります。

### 4 土地の譲渡の制限（公拡法第8条）

届出・申出をした土地については、次に掲げる日又は通知があるまで譲渡することが出来ません。

- ① 「買取りの協議を行う地方公共団体等を定めた」旨の通知があった場合は、通知のあった日から起算して3週間を経過する日まで。（その期間内に協議が成立しないことが明らかになった時は、その時まで）
- ② 「買取りの協議を行う地方公共団体等がない」旨の通知があった場合は、その日まで。（届出・申出を受理した日から最長で3週間）

### 5 罰則（公拡法第32条）

届出をしないで土地を有償で譲渡したり、虚偽の届出をした場合、又は譲渡制限期間内に譲渡すると50万円以下の過料に処せられることがあります。

### 6 税法上の優遇措置

この制度に基づいて協議が成立し、町や県等との売買契約が成立しますと、税法上の優遇措置（譲渡所得の特別控除 1,500万円まで）が受けられる制度があります。詳しくはその土地が所在する市町村を管轄する税務署に御確認ください。